

京都市社会福祉審議会 平成30年度第2回「地域福祉専門分科会」 会議録

日 時：平成30年12月7日（金） 午前10時から午前11時25分

場 所：職員会館かもがわ 3階 大多目的室

出席委員：石塚かおる委員，岩崎智加委員，岡仁美委員，木村信夫委員，源野勝敏委員，
小西浩太委員，静津由子委員，志藤修史委員，平田和洋委員，藤井秀子委員，
藤井正博委員，藤松素子委員，村井健次郎委員，森田政子委員，

欠席委員：井上依子委員，山内五百子委員，山手重信委員，吉川左紀子委員

事務局：北川健康長寿のまち・京都推進室長，塩山健康長寿企画課長，工藤地域支援担当課長，
寺田地域福祉推進専門官，田坂地域支援係長，奥井地域支援担当

1 開会

【北川健康長寿のまち・京都推進室長】

<開会挨拶>

【工藤地域支援担当課長】

<審議会の公開について説明>

<各委員の紹介>

<事務局（京都市）の紹介>

<専門分科会の成立について報告>

本日の出席者は14名であり，委員総数18名の過半数を超えているため，京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第3項の規定により，会議が有効に成立していることを確認いたします。

2 議事

(1) 専門分科会長及び専門分科会長職務代理の互選

【事務局】

改選後初めての分科会でございますので，分科会長の選任をお願いしたいと存じます。京都市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により，委員の皆様からの互選となっておりますが，いかがいたしましょうか。

【源野委員】

当分科会は次期指針を審議していくという大切なことを任されている。現在の指針の策定にも深く関わり，これまで分科会長として審議を取り仕切ってこられた志藤委員に引き続きお願いしたいと思います。

— 拍手（異議なし） —

【事務局】

それでは，分科会長には志藤委員に御就任いただきたく存じます。

早速ではございますが，志藤分科会長から一言御挨拶をお願いいたします。

【志藤委員】

<就任挨拶>

【事務局】

ありがとうございました。続いて、京都市社会福祉審議会条例第6条第5項により「専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する」とされていることから、本分科会が円滑に運営されるよう、会長職務代理者の選出をお願いしたいと存じます。この件につきましては、規定に基づき志藤分科会長から御指名をお願いします。

【志藤分科会長】

会長職務代理者については、私とともに当分科会をまとめ、補佐していただく立場として、藤松委員に職務代理者をお願いしたいと思います。御異議がなければ、拍手をもって御確認いただけたらと思います。

— 拍手（異議なし） —

【事務局】

ありがとうございました。それでは、これからの進行につきましては、京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第2項に基づきまして、志藤分科会長をお願いしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。

【志藤分科会長】

それでは、早速ではありますが、議事に入らせていただきます。次第に従いまして、次期「京・地域福祉推進指針」の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

<資料2に基づき、次期指針の素案について説明>

【志藤分科会長】

ただいま事務局から説明いただいた内容について、御意見、質問等がございましたらお願いします。

【小西委員】

参考資料1の5ページにある「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の取組について、165世帯が不良な生活環境が解消されたとあるが、再発防止に向けた解消後の見守り等は実施されているか。

【事務局】

本市の場合は、人に対する寄り添い支援に重点を置いており、他都市では環境や清掃分野が担当しているところもあるが、本市では、保健福祉分野で担当し、平成26年から取組を進めている。取組の基本として、ごみが堆積している状況だけを解消するのではなく、生活面を含めて支援をしっかりと行っていこうという考え方のもと、不良な生活環境が解消された後もフォローアップする形で、各区対策事務局で報告を行いながら、状態が悪化するようであれば引き続き支援を行っていくという形で対応している。また、対応にあたっては、地域あんしん支援員とも連携し、福祉的な支援が必要な場合は、地域あんしん支援員が対象者に寄り添い、支援につなげていくということも行っている。

【藤井（秀）委員】

資料2の1ページに、「今後は課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、

支援に結びつける体制づくりに取り組んでいくことが重要」と記載されているが、具体的にどう取り組まれるのか。市民がどのように参加したらよいのかと思った際に、具体的な取組の仕方等を示していただければありがたい。

【事務局】

今後は、早期に「気づき、つなぎ、支える」ということを地域の中で実現したいと考えている。資料3ページ、4ページが目指す姿に向けた取組イメージを記載しているが、資料上段の枠組みについては、既に地域で行っていただいている取組や活動でもあり、今後は、こうした取組をより一層進め、住民同士がつながることで、生活課題を抱えている方への気づきが進むのではないかと考えている。

地域の中で、様々な活動を進める主体は住民の方々でもあるが、活動の中で色々な関係者と協働して取り組んでいただき、それを身近な地域で展開していただくことで、地域の中での「気づき、つなぎ、支える」を進めていきたいと考えている。また、身近な地域での活動を支援していくため、資料中段に「多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり」としているが、こうした仕組みを作りながら、身近な地域での新たな活動や取組の実績を集約し、発信をしていきたいと考えている。

【藤井（秀）委員】

地域住民に参加してくださいと促すことは難しいこと。参加の意欲のある方への具体的な応援施策があれば教えてほしい。

【事務局】

分野ごとに施策があるが、例えば、高齢分野では高齢者向けのボランティアを希望される方に対しての地域支え合い活動入門講座や担い手養成講座を実施している。また、高齢者に限らずボランティア活動を普及啓発していくため、各区社協においてもボランティアの入門講座を行っているが、それが行き届いていないという御指摘でもあると思うため、今後は、住民の皆様や関係機関等の皆様と協働しながら、そうした取組を拡げていきたい。

【藤井（秀）委員】

提案ではあるが、具体的な応援施策として、例えば、活動することによって発生するリスクに対する手当が必要だと思う。ボランティアに参加すると、ボランティア保険というものがあるが、有償で活動する者については、わずかな金額でも有償であれば、そうしたボランティア保険に加入できない。そのため、私が活動しているグループでは、事業所が入る保険に入っているが、これは大きな負担でもある。こうしたことに対して、具体的に市の方で検討をしてもらいたい。他都市では有償で活動しているグループでも入れるボランティア保険があるということも聞いている。全国的に都市によって差があると感じるため、そうした応援策を検討していただきたい。

【事務局】

ただいま頂戴した御意見については、他都市の状況等も確認させていただきながら、検討をしていきたい。

【源野委員】

前回の分科会でも保健福祉センターの機能のことが言われていたが、資料2の3ページの下段に、困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実とあるが、保健福祉センターの相談支援という部分については、住民や相談支援を受け持つ私たちからしても、よく出てくる言葉が縦割りという言葉である。その中で、今回、保健福祉センターが一体とな

り取組を推進という表現を使っていることは非常にありがたいと思っている。

今までは、それぞれの分野を向上させていくということで、ある意味縦割りということも必要だったかもしれないが、地域共生社会を目指していくとなった際には、行政の担当者が高齢者の世帯に関わった際に、世帯の中に子どもや障害の問題があったときは、まずは、行政の中で連携してもらおうということが非常に大事であるため、是非これを具体化してもらいたい。

また、4ページの中段右側に受け止める・支える・つなぐとして、各相談支援機関等を記載いただいております、この部分は地域包括支援センターや障害者地域生活支援センター等のこれまでの相談支援機関がつながっていくということを求めていこうとするものだと思うが、出来ればこの部分について、「受け止める、支える、つなぐ」といった機能を一元化するのか、もしくは推進項目3の取組項目①と同じように、各機関が一体となって取り組んでいこうとするのかという方向性を検討いただければと思う。最近では、どこにでも連携という言葉が書かれるので、指針ということであれば、何を指すのかという点を事務局の中でも議論していただければありがたい。

社会福祉法の改正にあるとおり、「包括的な支援体制」を目指すということがキーワードになっている。高齢分野では、地域包括ケアシステムが長寿すこやかプランの中でも挙げられており、京都市のシステムをどう構築するかが書かれているが、地域包括ケアシステムは高齢に限ったことでなく、現にそのシステムが動く中で、他分野のダブルケア等の課題を見聞きし、支援機関同士が自ずと連携を図っている。高齢分野では、今まで進めてきた地域包括ケアシステムを推進していくということを言っているが、指針とするのであれば、京都市として支援機関同士等をどのように連携させるのかという方向性を挙げていただいて、可能であれば、これまでの取組をより進化（深化という意味もある。）させていただきたい。

指針が目指すのは、少し新しいことを住民にもお願いはするが、「行政や関係機関も新しいものを目指しますよ」ということが、もう少し出せるような指針にしてもらえればありがたい。次期指針の素案に記載されている内容はよくわかるが、「これから変わるんだよ」「一緒に変わらしましょう」ということが伝わりづらいため、もう一歩進んだ表現を検討いただきたい。検討されている内容は良いと思う。

【藤井（正）委員】

地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上とあるが、区民運動会をしても以前より参加する町が少なくなり、地蔵盆の活動も小さくなっている。記載されていることは良いと思うが、現実からは少し離れている。また、地域には学区社協や地域包括支援センターなど、色々な機関があるが、地域住民からしてみれば、それぞれ何をしているかわからない。そのため、社会福祉施設は何をしているのかをみんなにわかってもらうことが大事だと思う。

また、今後は町内会の強化も必要だと思う。地域のつながりといった点では、マンションなどでは回覧版はどうしているのかということも気になる。

【岡委員】

現在、国会で入国管理法について審議されているところであるが、介護福祉の分野においても専門性の高い外国人を迎え入れるということが議論されている。今後、京都においても外国人が増えてくると予想される。それにあたって、在留する外国人が増えるということは生活習慣の問題、言葉の問題などを含め、地域社会の中で共存していかなければならない。それについての体制をどうしていくのかという視点を持っておかないと後手に回ってしまうのではないかと。それについて話し合うことが必要ではないかと思う。

【静委員】

関係機関が縦割りの状況で、いつも計画の中では連携ということが記載されているが、私たち家族会の相談事業の中において、困難な課題を抱えた方を行政や関係機関につながせてはいただくが、その後の連携が図りづらい。つながった後、連携を図ろうとしても個人情報の問題があるため情報を伝えてもらえなかったりする。相談を受けた側の役割として、行政や関係機関につなぐ際の連携、協働というものは大きな役割。相談をされた方は、困っているから相談されるのであって、単に話したいからとかではなく、困り事があるから相談される。

家族会や京都市の障害者相談員が相談を受けても、そこで解決できない問題は次につなげないといけない。つなげた先で個人情報の問題がある中では、次に解決していく策が途絶えてしまう。また、行政につないだとしても、ここでは受けられないからあなたが担当してくださいと返ってくることもある。京都市の障害者相談員の役割はどこまでかと思うこともある。

私自身、相談員はつなぎ役だと思っている。一旦同じ立場の者が相談を受けて、次の機関につなげる第一歩の役目と思っている中で、こちらでは対応できませんので、もう一度受けていただけませんかと言われると、その相談をしている家族への対応はどうなるのか、私どもの家族会の相談員や役員はその方にかかきりにならないといけない部分があり、支援にあたっては行政に同行するという形を取っている。最近、「連携」という言葉がいつでも出てくるが、どのような連携を今後されていくのか。縦割りをどのように無くして、協働できるのかという答えも必要ではないかと考える。

【藤井（正）委員】

私自身、行政の取組のことを理解しきれていない。例えば、企業等がしているメール会員等を参考に、区役所でもメール会員を作ってもらって、区役所から審議会の開催等の情報を配信したり、地域のイベントを教えてもらえれば、私自身参加したり、京都市の取組のことを勉強してみたいと思う。京都市でメール会員みたいなものは既にあるのか。

【事務局】

メール会員について、産業観光の分野等では会員にメールを送っているところはあるようであるが、残念ながら福祉分野では行っていない。情報発信の仕方は課題と感じているところでもある。しっかりと情報が伝わるように引き続き検討していかないといけない。

【小西委員】

3 ページの推進項目 1 の取組項目②に高齢者の社会参加の促進とあるが、認知症等により責任能力が低下した方が、活動中に他人に損害を与えてしまった場合、神戸市では市が賠償するというのを来年度始められるようだが、京都市から始める予定はあるのか。

【事務局】

神戸市の事例については、認知症の方の鉄道事故により、鉄道会社のご遺族の方に対し損害賠償を求めたという事例が発端となったものである。最終的には裁判で遺族には賠償が求められなかったが、それは監督責任がないということでそのような判決になったが、監督責任があった場合は賠償を求められていた可能性もあるという課題もあったと思う。神戸市ではそうしたことに対して、認知症の方が他人に損害を与えた場合は、自治体が保障するという制度を開始すると聞いている。京都市も検討をしているが、その場合、認知症の方だけの制度とするのがよいかどうか、また国の方でも検討をされているという中で、神戸市は先行して取り組んでおられるということではあるが、それぞれの自治体がバラバラに取り組んでよいのかどうかという点も含めて検討している状況である。

【小西委員】

国が重い腰を上げないということであれば、京都市が先駆的に取り組んではどうかと思う。また、認知症に限らず、賠償責任の有無により、賠償が誰からもされないというケースも対象とすれば、対象の課題も解消するのではないかと。ただ、その場合、予算規模が大きくなると思うが。

【事務局】

神戸市は、財源として市民税に上乗せして徴収するという方向で検討を進められているが、本市として、市民の方に負担を求めることができるかどうかという点も含めて検討はしていきたい。

【源野委員】

先ほどの藤井（正）委員が話されたことは、すごく大事だと思う。住民に自助、互助を求めて、取り組んでいくとされている中で、関係機関の情報がタイミングよく、関心を持っている方に届いていないということは問題。地域包括支援センターでも色々な取組をしているため、情報の伝え方については考えるが、市民しんぶんは全戸配布される一方、紙面に記載できるボリュームが限られているので、おそらく取組を載せたとしても何をしているのか伝わらない。そのため、回覧版に載せてほしいとお願いに行くが、個人情報の問題等もあるため、簡単には載せられない。また、回覧版に載せたとしても、町内会には6割入っていれば良いぐらいなので、情報は伝わりきらない。いずれにしても、情報は我々から出すだけで、関心のある方には届かず一方通行になっている。活動に関心があって、情報があれば自分で判断して参加するという方がおられるのであれば、メール登録制のようなものが、これからの時代の行政にもあればよいのかなと思う。ちなみに、警察の防犯・犯罪情報メールは登録制。メールを登録していれば、近隣で起こった事故や事件はすぐに入ってくる。それは本人が登録を希望しないと入れないが、希望すれば入ってくる。

地域包括支援センターでも多くの協力員さんがいるが、イベントをするので、手伝ってくだませんかということひとつにしても、それをどういう媒体で伝えるのか考えることは大変なこと。

冒頭に発言したとおり、今までと違うことを考えないといけないと思うので、この場で審議できることではないが、行政が取り組んでいる情報をどう発信するか。京都市のホームページを見れば全部わかると思うが、ホームページを見て、小地域で行われている取組を見つけようとしてもなかなかわからない。そうしたことを考えれば、情報を受ける側が、自ら受けますよと言ってもらって情報が伝わるということであれば、随分変わってくる。活動の協力者が必要ときに情報を得て、一緒に取り組んでもらえるということに結び付くのではないかと。重く受け止め、検討してもらいたい。

【木村委員】

京都では大学や大学に通う学生が色々な形で市民活動に参加していただいております。地域福祉の活動にもお手伝いいただいている。提案ではあるが、資料2の3、4ページ上段の「京都の地域」の図の中に、教育機関と記載いただいているが、大学というように記載いただいた方がわかりやすいかと思う。3、4ページの中段③多様な主体によるまちづくりの推進において、企業、NPO、大学、寺社等と書いてあるので、上段の京都の地域の図はなるべく同じ言葉が記載されていると皆さんに理解していただければいいのではないかと。ご検討いただきたいと思います。

【平田委員】

藤井（正）委員から御指摘があった点について、学区社協だけでなく京都市社協の事業活動が、どんな目的で何をしているかを市民の方に知っていただけるよう、課題として取り組んでいかなければならないと感じている。

そうした御指摘の中ではあるが、地域の福祉活動を推進する主体は様々だが、社会福祉協議会の領域でいくと、学区社協がその母体となる。学区社協は地域の自治会・町内会と関わりが非常に強く、全市的に住民の自治活動に根ざした地域福祉活動を推進していこうという姿になっているため、次期指針の推進項目1の取組項目⑥地域コミュニティ活性化の取組との連携は必要不可欠だと思う。地域コミュニティ活性化の取組を所管しているのは、文化市民局地域自治推進室ではあるが、自治会・町内会の加入率を32年度に77%まで上げることを目指し、積極的な取組が実施されている。区レベルの連携だけでなく、本庁レベルでしっかりと横の連携を取っていただき、コミュニティ活性化の取組をしっかりと進めていければ、次期指針に示されている推進項目1の取組項目⑥の部分が順調に機能していくのではないかなと思う。

また、京都市社協では、現在、市社協のあり方構想というものを会長職務代理である藤松委員にも御協力いただきながら、検討を進めているが、地域の担い手になっている方々は、上から示されたものをやらされているという受け止め方が広がっている。社会福祉に限らず、色々な分野において地域が焦点とされている一方、地域の活動を担っている方は同じ方ばかりなので、多方面から色々なことを地域に言われても難しい。

そうした中、次期指針に「担い手」という言葉が使われており、「担い手」という言葉の中には、単純にサービスや事業の担い手という意味だけでなく、自分達の地域社会をより良くしていくという「担い手」という意味合いも含まれていると思うが、自分達が主体となって地域をつくっていくんだ、地域の福祉に参加して自分たちの地域をより良くしていくんだというような気持ちになれるような表現を、私たちの市社協のあり方構想の中でも、行政の計画づくりの中でもアピールしていくことが大事だと思う。

その上で、「担い手」「受け手」という言葉があるが、平成21年に策定した指針では「創り手」という言葉も加わっていたと思うが、地域を自分達がつくっていくんだというような意味合いがしっかり込められ、それが伝える表現の方法を市社協のあり方構想と行政の指針の中で使えるように今後相談しながら進めていきたい。

【藤井（秀）委員】

岡委員の外国人労働者の問題はとても大事だと思う。福祉の現場においても、そういった方がたくさん入られているが、日本の文化や生活習慣がわかっていないことによって起こる摩擦が確かにある。外国から日本に来られている意味合いもとても大事。日本での経験を自国に持って帰りたいという、意識と考え方の高さがなければ、安心して私たちの生命、財産を預けるということは難しい。ただ、外国から人が入ってくるということは社会情勢として避けられない。ならば、日本に入ってくる外国籍の方だけではなく、私たちも力を合わせていくためには、安い労働力という考え方を排し、大きな理念が必要。こうしたことは、地域福祉の推進の中でも捉えていくべき問題かなと思う。

【志藤分科会長】

色々な御意見が出たが、新しく京都市がつくる地域福祉推進指針というものが、今までやってきた既存の取組を整理しながら、大胆に一步進んだ提案をした方がいいのではないかなという源野委員からの提案もあったが、私もその通りだと思う。

静委員の連携の中身に関することについては、具体的にどのように進めていくかといった点で、これまでの取組を分析しながらではあるが、審議会に入っている我々が担い手として関わっていくことにもなるので、検討を進めていく上ではきちん方向性を示さないとな次の一歩が難しいというような御意見だったと思う。

これまでから小地域と言われる身近な地域では、暮らしに根付いて、様々な取組が行われており、多くの方がそこに関わっておられる。民生児童委員も長い期間活動されている方がおられるし、障害関係の各種団体の方も相談事業として、積極的に活動されてきたという伝統が京都市にはある。そうした相談事業や相談活動が各種相談支援機関とどういう風につながっていくのかという大きな方向性を指針の中で示せばよいと思う。

また、住民活動への応援の仕組みということも捉え直した方がよいのではないかという提案もあった。その一環として、わかりやすい説明という事も考えられるし、メールという手段の提案もあった。地域福祉の基本は、顔が見える身近なところで、きちんと情報が伝わり、お互い困っていることが言い合えること、そこから考えられる必要な活動を自分たちで進めていきながら、まちづくりの主体になっていくこと、そうした住民活動を各種機関等がそれぞれ持つ知見で引っ張っていくということが柱になる。本日、御意見にもあったボランティア保険も含めて、様々な活動者への支援がどういう状況になっているのか、何が必要か、どういう課題があるのかということを経験しながら、今後検討していく必要があるのではないかと感じた。

次期指針の全体としては、資料2の3、4ページにおいて、上段が、住民や多様な主体が互いに顔が見える関係をつくりながら、つながりをつくり、今までの取組はもちろん引き続き進めつつ、外国人の労働者の問題等をはじめとした新しい問題にも、しっかり着目しながら、我々が個人、住民として参加していくところ。中段は、我々が各団体、機関として多様な主体として参加するところ。そうした活動の中で、出てくる様々な課題には、各区の地域福祉推進委員会を充実・強化することで、地域住民等の支え合い活動を支援していくこと、地域だけでは対応が困難な課題については、保健福祉センター等がしっかりと受止めていくという方向性で、今回事務局から提案されている。方向性については、これで良いと思うが、具体的な中身についてはもう少し詰めていく必要があると思うので、私からの提案ですが、本日いただいた意見はもちろんこの審議会の意見として反映させていただきますが、是非、パブリックコメントが始まったところで、もっと皆様からも具体的な意見をお寄せいただければよいと思う。

議論は尽きないところではありますが、次期指針の素案に関しては、今京都市が地域福祉というテーマで、色々議論し、考えているということ、積極的に情報発信していくチャンスなので、文言等はわかりやすく整理するなど、事務局の方で精査していただくとして、この提案の方向性とフレームでいかせていただくということによろしいでしょうか。

— 異議なし —

【志藤分科会長】

ありがとうございます。それでは、議題2のその他 報告事項等について、事務局からお願いいたします。

(2) その他 報告事項等について

【事務局】

<資料3に基づき、京・地域福祉推進指針改定の今後のスケジュール（予定）について説明>

【志藤分科会長】

ありがとうございました。その他何か御意見等はございませんでしょうか。

それでは、ただいま事務局から説明があったように、本日の議論を踏まえて、来年1月からパブリックコメントを開始します。是非、皆様方におきましては、次期指針素案を持ち帰っていただき、内容をじっくり見ていただき、本日の審議会の中で言い足りなかったとか、こういうこともあるのではないかという点については、パブリックコメントとしてお寄せいただけたら思っています。

本日は、活発な御議論ありがとうございました。なお、本日の審議については、発言のあった委員のお名前も含めて、議事録として事務局において作成いただき、京都市のホームページに公開させていただくことしますが、ご異議はございませんか。

— 異議なし —

【志藤分科会長】

ご異議がないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとします。

それでは、予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しします。

3 閉会

【工藤地域支援担当課長】

ありがとうございました。本日は貴重な御意見を多数いただきました。いただいた御意見の多くは、我々としても素案の中に盛り込んでいるつもりではありましたが、その表現の仕方に不足があるのかなど痛感しております。本日いただいた御意見も含めて、最終の指針本冊にしっかりと落とし込んでいきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に議論いただき、ありがとうございました。それでは、これをもって、京都市社会福祉審議会 平成30年度第2回「地域福祉専門分科会」を終了させていただきます。